

筑北村契約事務規則（平成17年10月11日規則第37号）

最終改正：平成27年10月1日規則第10号

改正内容：平成27年10月1日規則第10号[平成27年10月1日]

(随意契約の見積書の徴取)

第25条 予算執行者は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。
- (3) 1件の予定価格が5万円未満の物品の購入又は売払いをするとき。
- (4) 1件の予定価格が10万円未満の修繕をするとき。
- (5) 2人以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき。
- (6) 1件の予定価格が50万円未満の工事又は委託の契約をするとき。

2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないと認めるとき又は前項第3号の場合において、その価格が1万円未満のものであるときは、当該見積書を徴さないことができる。
